清流ニューズ

発行所
八王子市子安町1-22-25
清流寺
清流ニューズ編集室
電話(042)646-0287(代)
FAX(042)644-1164
http://seiryuji.jpn.org/

平成三十年度総祈願

本年度教化高祖日蓮大士ご降誕八百年慶讃教化・法灯相続・つづれ織り運動推進之御願達成創建七十周年記念事業御有志奉納成就之御願成就教区再編成御奉公成就教務員増強・役中後継者養成

十月の御総講日

一日　十時　御修行日
★六日　十時　バースデー総講
日序上人報恩祈念
十七日　十時　開導御命日
廿五日　九時半　門祖御命日
於　清流寺
十六日　十時　開導御逮夜
廿四日　九時半　門祖御逮夜
三十日　十時　歓尊御命日
於　羽村別院

特別行事
廿八日　十時半始
高祖日蓮大菩薩御会式

会議
一日　御総講後　役中会議
廿一日　午後一時　参事会
廿五日　御総講後　ブロック長・教区長会議

10月28日 10時30分
高祖日蓮大菩薩御会式
奉修御導師 廣全寺御高職
柏日胤上人
七五三御礼参詣を併修

本年最終の御会式、高祖会は、廿八日午前十時三十分より奉修されます。

今回は、千葉館山廣全寺御高職、柏日胤上人を奉修御導師にお迎えしてお勤めいたゞくことになっております。

柏御導師は、宗門の要職を歴任され、現在も宗門要路でご活躍中の御導師です。

さて御祖師さま日蓮聖人は法寿六十一歳を以てご入滅されましたが、そのご生涯は、死身弘法（命がけのご奉公）のご一生を送られました。

次にお祖師さまのご年譜をかゝげさせていたゞきます。

日蓮聖人のご略年譜

一二二二年（承久四年二月十六日）千葉県にご誕生
一二三三年（貞永二年）十二歳 清澄寺に入寺
一二三七年（嘉禎三年）十六歳 清澄寺で得度 是聖房蓮長と名乗る
一二四二年（仁治三年）廿一歳 比叡山遊学
一二五三年（建長五年）廿二歳 四月廿八日 遊学を終え、郷里の清澄寺にて、立教開宗を宣せられ、日蓮と改名される
一二六〇年（文応元年）鎌倉幕府に立正安国論を提上
一二六一年（文応二年）伊東俎岩のご法難
一二六四年（弘長四年）小松原（現在の鴨川地区）のご法難
一二七一年（文永八年）龍ノ口のご法難 佐渡ヶ島配流
一二七四年（文永十一年）佐渡流罪を赦免され、身延へご入山
一二八二年（弘安五年）六十一歳 池上宗仲邸にてご入滅

このように、ご艱難遊ばされて尊い法華経をご弘通されたのです。

現在、私共が、御題目をお唱えさせていたゞける果報もお祖師様のおかげなのです。

この大恩報謝の志をあらわして御会式を奉修させていたゞくのです。

本年最後のお会式ですから一人でも多くの参詣者で有終の美をかざりましょう。

晴天祈願参詣は、廿一日より一週間行われます。

第一座　六時～七時半
第二座　九時半～十時半

第廿九期
第五宗務支庁長決定
永江日盡上人をご選出

第五宗務支庁は、次期宗務支庁長の選出に際し、支庁内に選定委員会を設け、協議した結果、第廿九期宗務支庁長に乗泉寺住職、永江日盡上人を選出し、管内に発表した。

十月 朝参詣強調週間
二日～五日
第三、第四ブロック担当

十月の朝参詣強調週間は、第三、第四ブロックの四教区の担当となり、立川、国立、日野、京王教区です。

十月二日(火)　立川教区
三日(水)　国立教区
四日(木)　日野教区
五日(金)　京王教区

今月は、六日にバースデー総講が奉修となりますので、五日迄とさせていたゞきます。

清流寺創建七十周年記念事業
御有志奉納者氏名
（その九）
二〇四名　三九二口
（教区順、敬称略、順不同）

平成三十一年
本山初灯明料奉納
今からご準備を

あと三ヶ月で本年も終ります。年頭に奉納させていたゞく本山初灯明料は、その年の財の果報をいたゞく意味においても大事なご奉公と申せましょう。

今から準備をしておき、来るべき新年の御初灯明料奉納にそなえましょう。

同帰亭要語録

法悦（ほうえつ）

釈迦一仏の悦び給ふのみならず。諸仏出世の本懐なれば十方三世の諸仏も悦び給ふべし。我即ち歓喜す諸仏も亦然（またしか）なりと説かれたれば、仏悦び給ふのみならず、神も即ち随喜し給ふなるべし。
（持妙法華問答抄 474）

本門法華経というのは上行所伝のお題目のことで、これを持つというのは受持で、無始已来の言上のときに「**持チ奉ル**」という事で、「**持チ奉ルトハ受持也。受持トハ口唱也。**」と示されてありますから本門法華経を持つというのはお題目を唱えるという事に外なりません。そこで、

この御妙判は

「**南〇経と唱へる時は釈迦仏のみならず、諸仏も皆悦ばれ、守護の諸天善神も随喜される。諸仏の使命は法華経を説くことであり、諸天善神のつとめは口唱の行者を守ることである。**」

という事を示されたのであります。仏様に喜んで頂けるような御信心が出来れば所願成就は疑いのないところであります。

御信者にとって「お題目の口唱」は修行の根本であり、欠かしてはならぬことであり、道の如きものであり、闇夜における灯りの如きものであるということを左の如くお示しであります。

「**道ハ暫クモハナルベカラズ、離ルベキハ道ニアラズト。闇夜ニ灯火ハ、ハナツベカラズ。常ニ歩キナレタル道ダニモ灯火ナクテハ人ニ行キ当タリ、久シク通ラヌ道ニハ池モ出来、穴モ掘レタリ。サレバ落入ルアヤマチ必ズアルナリ。大法又カクノ如シ。ローソクヲ懐ニストモ、トモサザル時ハクラシ。受持スレドモ口唱セザレバ利生顕ハレズ。口唱ヲ怠ルハ信行ノユルム也。必ズ災害来タラントス。**」（開導要決）

一向令唱題目というのが末法における法華経の修行ですから、どんなときでも口唱信行は怠ってはならないのであります。**口唱に励んで仏に喜んで頂き、口唱をつとめて、諸天のお護りを頂き、法悦の日々をおくるのが御信者の日常でなくてはなりません。**